

小島健康保険組合からのお知らせ

【資格確認書の取り扱いについて】

有効期限がある資格確認書をお持ちの方におかれましては、マイナ保険証が使用できる状態になりましたら**ご返却が必要**になります。

各事業所のご担当者へご返却のほどよろしくお願いいたします。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

資格確認書発行基準

- ・マイナンバーカードの紛失
- ・マイナンバーカードの更新手続き中
- ・マイナンバーカードの電子証明書切れ
- ・マイナ保険証の未登録
- ・マイナンバーカード未作成・返納

(資格確認書見本)

《お問合せ》

小島健康保険組合 0565-32-8681

担当 東 (内線 208)